

第 65 号議案

滋賀県教育委員会事務専決規程の一部改正について

滋賀県教育委員会事務専決規程(平成 21 年滋賀県教育委員会訓令第1号)の一部を次のように改正する。

令和7年3月 26 日

滋賀県教育委員会

滋賀県教育委員会事務専決規程の一部改正

別表第1事務局における共通専決事項の表 20 の部1の項を次のように改める。

1 物品の取得、管理および 処分ならびに出納命令				○		
-----------------------------	--	--	--	---	--	--

別表第1事務局における共通専決事項の表 20 の部1(1)の項および1(2)の項を削る。

別表第2第2号の表6の部3の項中「第 38 条」を「第 37 条」に改める。

付 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

「滋賀県教育委員会事務専決規程」の一部改正について

1 改正の理由

物品管理に係る手続きの効率化を図るため、令和7年4月1日より、滋賀県財務規則が一部改正されることを踏まえ、重要物品の不用決定にかかる決裁権者を引き下げするため、滋賀県教育委員会事務専決規程(平成21年4月1日教育委員会訓令第1号)の一部を改正する。

また、令和7年4月1日より、滋賀県旅費支給条例が一部改正されることから、同規定の一部を改正する。

2 主な改正内容

【重要物品の不用決定関係】

事務局における共通専決事項「1 物品の取得、管理および処分ならびに出納命令」のうち、「(1) 重要物品、軽自動車および自動二輪車に係る不用の決定(教育機関における重要物品の不用の決定を含む。)」における決裁権者を教育長から課長に引き下げ、「1 物品の取得、管理および処分ならびに出納命令」の全事項を課長の専決事項とする。(別表第1関係)

【滋賀県旅費支給条例関係】

教職員課個別専決事項「6 旅費の調整(滋賀県旅費支給条例(昭和46年滋賀県条例第11号)第38条)」について、滋賀県旅費支給条例の一部改正に伴い、「第38条」を「第37条」に改める(別表第2第2号関係)

※詳細は新旧対照表を参照

3 施行日

令和7年4月1日

滋賀県教育委員会事務専決規程新旧対照表

旧							新								
本則および付則 省略							本則および付則 省略								
別表第1 事務局における共通専決事項							別表第1 事務局における共通専決事項								
事務の種類	事項	合議先	専決できない事項	専決する者			摘要	事務の種類	事項	合議先	専決できない事項	専決する者			摘要
				教育次長	課長	係長						教育次長	課長	係長	
1～19	省略						1～19	省略							
20 物品に関する事務	1 物品の取得、管理 および処分ならび に出納命令							1 物品の取得、管理 および処分ならび に出納命令				○			
	(1) 重要物品、軽自動車および自動二輪車に係る不用の決定(教育機関における重要物品の不用の		○					(削除)							

	決定を含む。)						
	(2) (1)以外に係 るもの				○		
21～24	省略						

別表第2 事務局における個別専決事項

- (1) 省略
- (2) 教職員課個別専決事項

事務の種 類	事項	合議 先	専 決 で き な い 事 項	専決する者			摘要
				教 育 次 長	課 長	係 長	
1～5	省略						
6 学校 職員の 給与お よび旅 費に関 する事	1～2 省略 3 旅費の調整(滋賀 県旅費支給条例(昭 和46年滋賀県条例 第11号) <u>第38条</u>)				○		

	(削除)						
21～24	省略						

別表第2 事務局における個別専決事項

- (1) 省略
- (2) 教職員課個別専決事項

事務の種 類	事項	合議 先	専 決 で き な い 事 項	専決する者			摘要
				教 育 次 長	課 長	係 長	
1～5	省略						
6 学校 職員の 給与お よび旅 費に関 する事	1～2 省略 3 旅費の調整(滋賀 県旅費支給条例(昭 和46年滋賀県条例 第11号) <u>第37条</u>)				○		

務							
7～12	省略						
(3)～(8) 省略							
別表第3 省略							

務							
7～12	省略						
(3)～(8) 省略							
別表第3 省略							